

## 第16節の2 介護

### 第1 在留資格の審査

#### 1 介護の在留資格について

「介護」の在留資格は、高齢化の進行等に伴い、質の高い介護に対する要請が高まっている中、我が国の介護福祉士の国家資格を取得した者には、一定の専門性・技術性が認められるところ、「日本再興戦略」改定2014（平成26年6月24日閣議決定）において「介護福祉士等の国家資格を取得した外国人留学生の卒業後の国内における就労を可能とするため、在留資格の拡充を含む制度設計を行う。」とされたこと等を踏まえ、平成28年の入管法改正により設けられたものである。

#### 2 該当範囲

入管法別表第1の2の表の「介護」の在留資格の項の下欄は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動

##### (1) 介護の在留資格に該当する範囲

- ア 介護福祉士の資格を有する者が、本邦の病院、介護施設等で入浴、食事の介助等の介護業務全般を行う活動が該当し、ケアプランの作成等も含まれる。
- イ 在留資格「介護」においては、活動場所は必ずしも介護施設等に限定されるものではなく、訪問介護も可能であり、介護対象者の範囲も老人介護に限らないが、要介護者本人や、その家族との契約に基づいて行う活動は、ここにいう「本邦の公私の機関との契約」には該当しない。

##### (2) 用語の意義

- ア 介護福祉士とは、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。）を含む。）を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいう（第2の1参照）。
- イ 「介護の指導」とは、資格を有しない者が行う食事、入浴、排泄の介助等の介護業務について指導を行うことや、要介護者に対して助言を行うことを指し、教員の立場で、生徒に対し介護の指導を行う場合はこれには該当しない。

(3) 他の在留資格との関係

以下の在留資格に係る活動には、在留資格「介護」に関連する活動が含まれるところ、介護の在留資格との関係は次のとおり。

ア 技術・人文知識・国際業務

大学等において修得した介護学等の知識を生かして、介護サービスの利用相談等の業務に従事する場合に、在留資格「技術・人文知識・国際業務」を決定している例があるところ、介護施設等で入浴、食事の介助等の介護業務を行うことは在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当しない。

なお、介護福祉士の資格を有する者がケアマネージャーとしての業務に従事する場合は、在留資格「介護」に該当する。

イ 特定活動告示17号、21号及び28号（就労コース）

これらは、2国間の経済連携協定（EPA）に基づき、介護福祉士候補者として、本邦において介護業務を行いながら、介護福祉士国家試験への合格を目指す（介護福祉士国家試験に合格した後は、介護福祉士としての業務を行う）ことを目的としているものである。これらに該当する者が、介護福祉士国家試験に合格して介護福祉士として登録した場合、在留資格「介護」への変更が認めらる。

ウ 特定活動告示22号及び29号（就学コース）

これらは、2国間の経済連携協定（EPA）に基づき、介護福祉士候補者として、本邦の介護福祉士養成施設で学びながら介護福祉士国家試験への合格を目指す（介護福祉士国家試験に合格した後は、介護福祉士としての業務を行う）ことを目的としているものである。これらに該当する者が本邦の介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士の登録をした場合、在留資格「介護」への変更が認められる。

3 基準

申請人が次のいずれにも該当していること。

一 申請人が社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号又は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第21条第3号に該当する場合で、法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動に従事していたときは、当該活動により本邦において修得、習熟又は熟達した技能等の本国への移転に努めるものと認められること。

二 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

- (1) 平成29年4月1日に社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「士士法」という。）の一部改正法が施行され、介護福祉士として登録するためには、介護福祉士国家試験の合格が必須となったが、経過措置として、平成29年度から令和3年度の間本邦の介護福祉士養成施設を卒業した者に対しては、介護福祉士国家試験に合格することなく、卒業時、暫定的に5年間介護福祉士としての登録が認められ、5年間介護施設における実務経験を積むか、卒業後5年以内に介護福祉士国家試験に合格すれば、継続して介護福祉士としての登録が認められることとなっている。また、この経過措置については、令和8年度までに本邦の介護福祉士養成施設を卒業した者も対象となるよう延長された（第2の2参照）。
- (2) 以前は、本邦の介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士国家試験に合格して介護福祉士の登録をすること（いわゆる養成施設ルート）が要件であったが、令和2年4月1日に上陸基準省令を改正し、養成施設ルート以外のルートで介護福祉士となった者についても在留資格「介護」が認められるようになった。
- (3) 「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額の報酬」については、第1節第2の「報酬」を参照。

#### 4 審査のポイント

##### (1) 在留資格の決定時

- ア 申請書の入国目的又は希望する在留資格欄が「介護」であることを確認する。
- イ 申請書の稼働先の事業内容、活動内容及び職務上の地位欄が「介護」の在留資格に係る活動に該当することを確認する。
- ウ 勤務先の案内書等により、勤務先が介護福祉士としての活動を要する施設（病院、介護施設等）であることを確認する。
- エ 介護施設での活動であったとしても、介護業務に従事せず、専ら掃除や洗濯のような周辺作業に従事する場合や、明らかに介護福祉士としての業務を必要としない施設で活動するとして申請がなされた場合は、在留資格該当性について慎重に審査する。
- オ 介護福祉士登録証により、介護福祉士の登録を受けていることを確認する。

その際、介護福祉士登録証の、登録番号の下の段の記載について以下を参考にする。

- (ア) 「法第39条第1号（、第2号又は第3号）該当年月」と記載されている場合  
平成29年3月31日以前に本邦の介護福祉士養成施設を卒業し、平成29年4月1日一部改正前の士士法第39条第1号から第3号のいずれかに該当して介護福祉士登録をした者が該当する（第2の3参照）。
- (イ) 「改正法附則第6条の2第1項該当年月」と記載されている場合  
平成29年4月1日以降に本邦の介護福祉士養成施設を卒業し、社会福祉士法及

び介護福祉士法の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）附則第6条の2第1項の規定に基づき介護福祉士として登録した者であり、平成29年4月1日改正後の士士法第40条第2項第1号から第3号のいずれかに該当する者である（第2の2参照）。

(ウ) 「試験合格年月」と記載がある場合

平成29年4月1日以降、介護福祉士国家試験に合格した者である。

(エ) 「法第39条第4号該当年月」と記載がある場合

平成29年3月31日以前に、実務経験ルートにより介護福祉士国家試験に合格した者である。

カ 申請書の給与・報酬欄及び立証資料により、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上であることを確認する。

キ 在留資格「技能実習」からの在留資格変更許可申請及び元技能実習生からの在留資格認定証明書交付申請については、技能移転に係る申告書及び申請書の記載から、技能実習制度の趣旨に反していないことを確認する。

上陸基準省令上、技能実習に係る活動に従事していた場合、「本邦において修得、習熟又は熟達した技能等の本国への移転に努めるものと認められること」の要件が設けられており、これらの者から在留資格変更許可申請又は在留資格認定証明書交付申請があった際には、技能移転に係る申告書の提出を求めその意思を確認するところ、これが提出されていることをもって当該要件を満たしているものと認めて差し支えない。

なお、技能実習期間中に「介護」の在留資格への変更許可申請があった場合についても、在留資格の変更を認めるべき相当の理由があるものと認め、同様に申告書の提出を求めて審査する。

(2) 在留期間の更新時

ア 申請書の勤務先、職務上の地位及び職務内容並びに立証資料により、「介護」の在留資格に係る活動を継続するものであることを確認する。

イ 申請書の給与・報酬欄の記載から、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上であることを確認する。

ウ 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書により、収入額が契約時の金額であること及び納税が行われていることを確認する。

エ 社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）附則第6条の2第1項の規定に基づき介護福祉士の登録をした者であって、同項にいう「5

年経過日」(第2の2参照)以後に在留期間更新許可申請をした者については、上記3(2)に留意する。

## 5 立証資料

第31節別表のとおり。

## 6 在留期間

在留期間	運用
5年	<p>次の①から⑤のいずれにも該当するもの</p> <p>① 申請人が申請時の在留資格における入管法上の届出(例:住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、所属機関等に関する届出)義務を履行しているもの(上陸時の在留期間決定の際には適用しない。)</p> <p>② 学齢期(義務教育の期間をいう。)の子を有する親にあっては、子が小学校、中学校又は義務教育学校(いわゆるインターナショナルスクール等も含む。)に通学しているもの(上陸時の在留期間決定の際には適用しない。)</p> <p>③ 「介護」の在留資格で3年又は5年の在留期間が決定されている者で、かつ、本邦において引き続き3年以上「介護」の在留資格に該当する活動を行っているもの</p> <p>④ 1年の在留期間の決定の項の②に該当しないもの</p> <p>⑤ 就労予定期間が3年を超えるもの</p>
3年	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>① 次のいずれにも該当するもの</p> <p style="padding-left: 20px;">a 5年の在留期間の決定の項の①、②及び③のいずれにも該当するもの</p> <p style="padding-left: 20px;">b 就労予定期間が1年を超え3年以内であるもの</p> <p>② 5年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に次のいずれにも該当するもの</p> <p style="padding-left: 20px;">a 5年の在留期間の決定の項の①又は②のいずれかの要件を満たさないもの</p> <p style="padding-left: 20px;">b 就労予定期間が1年を超えるもの</p> <p>③ 5年、1年又は3月の項のいずれにも該当しないもの</p>

1年	次のいずれかに該当するもの（3月の項目に該当するものを除く。） ① 3年又は1年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に5年の在留期間の項の①又は②のいずれかの要件を満たさないもの ② 社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）附則第6条の2の第1項の規定に基づき介護福祉士の登録をした者であって、同項にいう「5年経過日」を経過していないか、又は介護福祉士国家試験に合格していない者 ③ 職務上の地位、活動実績、所属機関の活動実績等から、在留状況を1年に1度確認する必要があるもの ④ 就労予定期間が1年以下であるもの（契約期間が1年以下であっても、活動実績等から契約期間の更新が見込まれるものを除く。）
3月	就労予定期間が3月以下であるもの

※1 申請人が納税を始めとする各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。

2 刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

3 [Redacted]

(1) [Redacted]

ア [Redacted]

[Redacted]

イ [Redacted]

[Redacted]

(2) [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

4 中長期在留者からの在留期間更新許可申請時においては、就労予定期間が残り3月未満の場合であっても、中長期在留者から除外されることのないよう、原則として「3月」ではなく「1年」を決定する。

5 社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）附則第6条の2の第1項の規定に基づき介護福祉士の登録をした者については、卒業後5年以内に介護福祉士国家試験に合格する等、継続して介護福祉士としての登録が認めら

れることが確認できるまでの間（上記3（2））、「1年」を決定する。

7 介護福祉士となる資格を有する留学生が、介護福祉士登録証を受領するまでの間、介護等の業務に従事する場合の取扱い

(1) 介護福祉士養成施設を卒業した留学生の場合

令和8年度までに介護福祉士養成施設を卒業した留学生が社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する介護等の業務に従事する場合は、介護福祉士登録証を受領するまでの間、「留学」から「特定活動」への在留資格の変更を許可する。

ア 立証資料

(ア) 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料

- ① 労働契約を締結する場合は、労働基準法第15条第1項及び労働基準法施行規則第5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書の写し
- ② 雇用以外の契約に基づいて業務に従事する場合は、業務従事に係る契約書（複数の機関との契約に基づいて業務に従事する場合は、その全ての機関との間の契約書の写し）

(イ) 勤務先の事業内容、設立等に係る許可又は指定を受けた年月日等が明記されている案内書

(ウ) 本邦の介護福祉士養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書（又は卒業見込み証明書）

イ 審査

上記4（1）に準じて審査する。

ウ 決定する在留期間

4月

エ 指定する活動

本邦の公私の機関との契約に基づいて社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護等の業務に従事する活動

オ 留意事項

(ア) 卒業見込証明書をもって申請を受け付けて差し支えないが、卒業証書の写し又は卒業証明書の提出をもって許可する。

(イ) 「留学」から「介護」への在留資格変更許可申請中の者については、申請時に介護福祉士登録証の写しが提出されている場合を除き、申請内容変更申出により対応する。

カ 配偶者又は子の取扱い

## 第12編 在留資格

### (ア) 審査

第25節第1の4及び5に準じて審査する。

### (イ) 決定する在留資格

4月

### (ウ) 指定する活動

「特定活動」の在留資格をもって在留する（国籍）人（個人名）と同居し、かつ、当該（国籍）人の扶養を受ける者が行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

## (2) 実務経験ルート及び福祉系高校ルートから介護福祉士国家試験に合格した留学生

養成施設ルート以外の者については、介護福祉士となる資格を有するためには、介護福祉士国家試験の合格が必須条件となっているところ、同試験は毎年1月に実施され、合格発表が3月下旬、介護福祉士登録証の発行が5月以降であるため、同試験に合格した後、留学生が4月から「介護」の在留資格に変更して就労することができない。そこで、養成施設ルートから介護福祉士となった留学生と同様に、「留学」から「特定活動」への在留資格の変更を許可し、介護等の業務に従事することを認める。

※ 実務経験ルートの留学生とは、介護福祉士養成施設以外の教育機関に在籍中に資格外活動許可を受けて、介護業務に従事し、介護福祉士国家試験の受験資格である3年以上の実務経験を満たした者が該当する。

## ア 立証資料

### (ア) 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料

- ① 労働契約を締結する場合は、労働基準法第15条第1項及び労働基準法施行規則第5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書の写し
- ② 雇用以外の契約に基づいて業務に従事する場合は、業務従事に係る契約書（複数の機関との契約に基づいて業務に従事する場合は、その全ての期間との間の契約書の写し）

(イ) 勤務先の事業内容、設立等に係る許可又は指定を受けた年月日等が記載されている案内書

(ウ) 介護福祉士国家試験の受験票の写し

## イ 審査

上記4（1）に準じて審査する。

## ウ 決定する在留期間

4月

エ 指定活動

上記（1）エに同じ。

オ 留意事項

（ア）介護福祉士国家試験の受験票の写しをもって申請を受け付けて差し支えないが、同試験の合格通知書の写しをもって許可する。

（イ）介護福祉士国家試験に合格しなかった場合は、在留資格変更許可申請を不許可とする。

（注）公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページで合格者の受験番号を公開しているため、合否を確認できる。

カ 配偶者又は子の取扱い

上記（1）カに同じ。

第2 応用・資料編

1 平成29年4月1日一部改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（以下「士士法」という。）

（抄）※平成31年法律第41号により一部改正

第2条 （略）

2 この法律において「介護福祉士」とは、第42条第1項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。）を含む。）を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと（以下「介護等」という。）を業とする者をいう。

第39条 介護福祉士試験に合格した者は、介護福祉士となる資格を有する。

第40条 介護福祉士試験は、介護福祉士として必要な知識及び技能について行う。

2 介護福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において2年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものの

二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）でその他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において1年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者（この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において1年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

四～六（略）

3 （略）

（参考：社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号））

第1条 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第2条第2項の厚生労働省令で定める医師の指示の下で行われる行為は、以下の通りとする。

- 一 口腔内の喀痰吸引
- 二 鼻腔内の喀痰吸引
- 三 気管カニューレ内部の喀痰吸引
- 四 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- 五 経鼻経管栄養

2 社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）附則

（抄）※令和2年法律第52号により一部改正

第6条 この法律の施行の際現に第3条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法（以下「旧法」という。）第39条各号のいずれかの要件に該当する者は、新法第39条の規定にかかわらず、介護福祉士となる資格を有する。

第6条の2 この法律の施行の日から令和9年3月31日までの間に社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号までのいずれかに該当するに至った者（前条の規定により介護福祉士となる資格を有する者を除く。）は、新法第39条の規定に関わらず、当該該当するに至った日（以下「要件該当日」という。）以後要件該当日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日（次項

及び次条において「5年経過日」という。)までの間、介護福祉士となる資格を有する。

- 2 前項の規定により介護福祉士となる資格を有するものとされた者(5年経過日までの間に介護福祉士試験に合格した者を除く。以下「要件該当者」という。)が受けた介護福祉士の登録は、当該要件該当者が5年経過日までの間に介護福祉士試験に合格しなかったときは、5年経過日にその効力を失うものとする。

第6条の3 要件該当者であつて、5年経過日までの間に介護福祉士の登録を受けたものが、要件該当日の属する年度の翌年度の4月1日から5年経過日までの間継続して介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)附則第13条第9項の規定により読み替えて適用する同法第5条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する介護等の業務に従事した場合には、新法第39条及び前条第2項の規定にかかわらず、5年経過日の翌日以後においても、介護福祉士となる資格を有する。

第6条の4 要件該当者であつて、附則第6条の2第1項の適用を受ける期間中に育児休業等(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する育児休業、同法第2号に規定する介護休業その他これらに準ずるものとして厚生労働省令で定める休業をいう。)をしたものに対する前2条の規定の適用については、同項中「5年を」とあるのは「5年に附則第6条の4に規定する育児休業等の期間(当該期間が5年を超えるときは、5年)を加えて得た期間を」とし、前条中「から5年経過日までの間」とあるのは「から5年経過日までの間(次条に規定する育児休業等の期間を除く。)」とする。

### 3 平成29年4月1日一部改正前の士士法(抄)

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、介護福祉士となる資格を有する。

- 一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者(この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずる者として厚生労働省令

で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

#### 四 介護福祉士試験に合格した者

第40条 介護福祉士試験は、介護福祉士として必要な知識及び技能について行う。

2 介護福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣又は厚生労働大臣の指定したものにおいて3年以上（専攻科において2年以上必要な知識及び技能を修得する場合にあつては、2年以上）介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者

二 3年以上介護等の業務に従事した者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

3 (略)